

# 「憲法の番人」最高裁元トップ

## 「安保法案は違憲」

### 政府根拠、矛盾を指摘

元最高裁長官の山口繁氏(82)が3日、共同通信の取材に応じ、安全保障関連法案について「集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない」と述べた。政府、与党が1959年の砂川事件最高裁判決や72年の政府見解を法案の合憲性の根拠と説明していることに「論理的な矛盾があり、ナンセンスだと厳しく批判した。

「憲法の番人」である最高裁の元長官が、こうした意見を表明するのは初めて。高村正彦自民党副総裁は、憲法学者から法案が違憲と指摘され「憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではない」と強調したが、その元トップが違憲と明言したことは、波紋を広げそつた。政府、与党は、砂川判決が

安保法案をめぐる政府与党の説明

政府与党  
安全保障環境が変わったので  
限定的な集団的自衛権行使は合憲

1959年の砂川事件  
最高裁判決

わが国の存立を全うするために必要な自衛の措置を取り得る

72年の政府見解

必要な自衛の措置を取ることが禁じているが、必要最小限度にことどまるべきで**集団的自衛権の行使は許されない**

山口繁氏(やまぐちのぶ)は、32年神戸市生まれ。東京高裁部総括判事や司法研修所長、福岡高裁長官などを歴任し、97年10月、2002年11月に最高裁長官を務めた。

72年の政府見解は「必要な自衛の措置」を取り得るとする一方で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」と明記。歴代政権も引き継いできた。政府、与党は、この見解を行使容認の論拠としつつ、安全保障環境の変化を理由に結論部分を百八十度転換した。

山口氏はこの点について「72年見解の論理的枠組みを維持しながら、集団的自衛権の行使も許されるとするのは、相矛盾する解釈の両立を認めるもの。72年見解が誤りだったと位置付けなければ、論理的整合性は取れない」と断じた。

その上で「従来の解釈が国

民に支持され、9条の意味内容に含まれると意識されてきた。その事実は非常に重い」と主張。「それを愛するならば、憲法を改正するのが正攻法だ」と述べた。

さらに、「こうした憲法解釈変更が認められるなら「立憲主義や法治主義が揺らぐ」と懸念を表明。「憲法によって権力行使を抑制したり、恣意的な政治から国民を保護したりすることができなくなる」と危がんだ。山口氏は97年10月から約5年間、最高裁長官を務めた。

砂川事件最高裁判決 駐留米軍の合憲性が争われた砂川事件で、1959年12月に出された。「わが国が存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り得ることは、国家固有の権能の行使として当然」と指摘。「日米安保条約は高度の政治性を有するため、司法審査権の範囲外」との「統治行為論」を用いた判決として知られる。

9/4 福

共同通信の取材に応じた元最高裁長官の山口繁氏

